

協議第 2 4 号

国民宿舎事業及び第 3 セクター等の取扱い（協定項目 2 2 - 1 ）について

国民宿舎事業及び第 3 セクター等の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

| 協議事項 | 2 2 - 1 国民宿舎事業及び第3セクター等の取扱い | | 整理番号 | 事務事業名 | | |
|----------|--|--|--|-------|---|--|
| 調整方針案 | 国民宿舎事業及び第3セクター等の取扱いについては、次のとおりとする。 1．国民宿舎事業については、現行のとおり存続する。 2．土地開発公社については、現行のとおり存続する。 3．第3セクター等については、現行のとおり存続する。 | | | | | |
| 項目 | 現 況 | | | 調整内容 | | |
| | 東 村 | | 吾 妻 町 | | | |
| 1．国民宿舎事業 | 該当なし | | 施設名 榛名吾妻荘 平成15年度実績 営業日数 352日 宿泊者数 19,869人(1日平均56.4人) 休憩者数 8,668人(1日平均24.6人) 宿泊利用率 43.42% 事業収支 事業収益 309,721千円 内一般会計補助金88,000千円 事業費用 300,064千円 事業損益 9,657千円 資本的収入 20,000千円 内一般会計補助金 20,000千円 資本的支出 76,257千円 15年度企業債償還金額 114,934千円(利息含) 16年度企業債償還金 109,949千円 以降平成26年度末まで各年度104,915千円 合計未償還金額944,230千円 15年度末現在 企業債未償還金合計金額1,054,179千円 | | 【調整区分】 現行のとおりとし、存続する。 【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。 【調整方針の理由】 吾妻町のみであるが、新町になっても同様とする。 | |

| 項 目 | 現 況 | | 調整内容 |
|-----------------|------|--|--|
| | 東 村 | 吾 妻 町 | |
| 2 . 土地開発公 社 | 該当なし | 吾妻町土地開発公社 役員構成 理事12名(うち理事長1名、 常務理事1名) 監事2人 業務 公有地の拡大の推進に関する法律 第17条各項に掲げる業務 基本財産 500万円(出資団体:吾妻町) | 【調整区分】 現行のとおりとし、存続する。 【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。 【調整方針の理由】 吾妻町のみであるが、新町になっても 同様とする。 |
| 3 . 第3セクタ ー等 | 該当なし | 名 称 岩櫃ふれあい公社 設立年月日 平成6年3月7日 資 本 金 1,000万円 出資割合 吾妻町 500万円 吾妻町商工会 250万円 岩櫃ふれあい公社 250万円 主要業務 ホテル経営(ホテルコニファー岩櫃) レストラン・売店 | 【調整の区分】 出資自体については吾妻町固有であ り、現行のまま存続する。 【具体的な調整方針案】 出資状態を現行のまま新町に引き継 ぐ。 【調整方針の理由】 新町になっても出資の状況は変わらな いと考える。 |